

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、整開保という）とは

都市計画区域に関して都道府県が定める基本的な方針のこと。平成12年度の都市計画法改正により従来の「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」を拡充し、すべての都市計画区域を対象とした「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が創設され、滝川市においても平成16年2月6日告示されている。今回はその定時見直しに係るもの。

この方針には次の内容が定められる

- | |
|--|
| 1. 都市計画の目標
2. 区域区分の決定の有無（区域区分を定めるときはその方針）
3. 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画決定の方針 |
|--|

この方針は都市計画区域ごとに都道府県が定めるものであり、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するためのもの。都市計画区域の中で、都市計画決定を行う際には、必ずこの方針に即して都市計画を決定しなければならない。

今回の見直しについて、現在作成中の滝川市都市計画マスタープランと整合性を図れるよう道とは調整済。

2. 「整開保」定時見直しにおける主な変更点

見直しにおいては、平成22年度決定予定の都市計画マスタープランと整合のとれる方針でなければならぬので、基本理念や目標は整合を図っている。（北のエコ・コンパクトシティたきかわ等）

○主要な都市計画決定の方針における変更点

住宅地 まちなか居住の推進、環状線沿道における徒歩を中心とした日常生活圏の形成、田園環境との調和が図られた住環境の形成

商業業務地 滝川中心市街地活性化基本計画に基づいた商業業務地の集積、12号バイパスと38号との交差点を中心とした沿道に沿道商業業務地を配置し中心商業地との調和と連携

工業地 中央工業団地北側の12号沿道には交通利便性の高さを生かした工業系土地利用の集積、38号沿道のインターチェンジ付近には流通業務施設のさらなる集積

○土地利用の方針における変更点

中心商業地縁辺部の住宅地への見直し。滝川工業団地北側の住宅地への見直し。12号バイパスと38号との交差点沿道の商業業務機能の集積と背後地の一般住宅地への見直し。環状線外側の専用住宅について、ゆとりある住環境の保全を図るため低層住宅等への土地利用の純化。用途白地地域の営農環境、田園環境保全のため無秩序な市街化の抑制を図るよう特定用途制限地域を定め土地利用の整序。今後の工業・流通業務施設の立地動向を踏まえ、滝川中央工業団地及び中空知流通関連団地のさらなる集積。

○都市施設の整備に関する主要な都市計画の方針における変更点

人口減少などの社会情勢の変化に対応した新たな交通体系を構築し、都市計画道路を見直す。

おおむね10年以内に実施を目標とする主要な事業は、国道12号・道道江部乙赤平線の整備促進。

3. 「整開保」決定に向けた今後のスケジュール

- ・6月1日滝川都市計画審議会、6月4日経済建設常任委員会報告
- ・市の正式な申し出として道へ提出、それをもって道の案とし、8月上旬にパブコメを行い意見募集
- ・12月頃に滝川都市計画審議会で道の案を諮問
- ・1月中旬頃に案の縦覧
- ・国土交通省同意協議後、3月下旬に決定告示